

幹線交通検討分科会設置要綱（案）

（目 的）

第 1 条 大竹市地域公共交通活性化協議会規約第 11 条の規定に基づき、「幹線」の整備内容等について検討するため、「幹線交通検討分科会」（以下「分科会」という。）を設置する。

（検討事項）

第 2 条 分科会は、次に掲げる事項について検討を行い、大竹市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）に提案を行う。

（1） 幹線の運行に係る基本事項

- i) 運行ルート
- ii) 運行車両
- iii) 乗降施設（停留所）の位置
- iv) 運行ダイヤ
- v) 運賃

（2）利用促進の手法

（3）運行内容の評価・改善方法

（4）その他、協議会が必要と認めたもの

（組織）

第 3 条 分科会は、自主的かつ主体的に参加し、活動する者をもって委員とし、組織する。

（分科会長及び副分科会長）

第 4 条 分科会に分科会長及び副分科会長を置き、委員の互選により、これを定める。

2 分科会長は、会務を総括し、分科会を代表する。

3 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときは、その職務を代行する。

（会議）

第 5 条 分科会長は、必要に応じ分科会を召集する。

2 分科会長は、必要に応じ、分科会に委員以外の者を出席させ、説明または意見等を求めることができる。

（任期）

第 6 条 委員の任期は、第 1 回分科会の開催日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

（庶務）

第 7 条 分科会の庶務は、大竹市市民生活部市民課において処理する。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に必要な事項は、分科会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 2 月 25 日から施行する。